

～書籍のご案内<お申し込みは弊社HPまで>～

『コンプライアンス革命』

コンプライアンス＝法令遵守が招いた企業の危機

出版：文芸者

郷原 信郎 著

桐蔭横浜大学法科大学院教授

コンプライアンス研究センター長



平素は新日本インテグリティペーパーをご購読いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、『コンプライアンス革命』について皆さまに御推薦を申し上げたいと思います。

本書籍は、桐蔭横浜大学法科大学院教授であり現職の検事である郷原信郎氏が、コンプライアンス＝法令遵守という常識の危険性を具体的な例を挙げながら鋭く指摘する、画期的な一冊でございます。

多くの企業・団体がコンプライアンス（倫理法令遵守）の取組みを始め、決まってコンプライアンス宣言をしていますが、企業不祥事に関する報道は枚挙にいとまがありません。一方で、企業経営者にとってみると「まさか、うちが」というのが、共通の第一声ではないでしょうか。日本で頻発している企業不祥事の特徴は大きく三つに整理できます。まず、第一点として、不祥事発生要因の多くが、単発的なものではなく、多発的に生じる、構造的な問題に起因するケースが散見される点です。特に、わが国では、司法が必ずしも企業活動(実務的側面)すべてを網羅して機能しているわけではない状況下において、法令等と実務の実態が乖離するケースが多くあります。第二点として、不祥事関連の報道で名を連ねる企業の特徴として、行政セクターに近い企業が多いことです。もともと、行政セクターは法令遵守を拠り所としているにもかかわらず、そこに近い企業ほど不祥事関連の報道が多いのは何故でしょうか。第三点として、「2割司法」とまで言われた司法制度が、司法制度改革により大きく変質化し始め、法令等の運用に当たって、社会情勢の変化を勘案していかないと、実務面での運用が難しくなっている点です。たとえば、昨今、問題となっている独占禁止法の運用も、法改正を前にして大きく変化したことに気がつきませぬ(裏面を参照ください)。

これらの企業不祥事の発生要因を総括すると、「コンプライアンス＝法令遵守に限定して捉える」ことに起因しているようにも思われます。

本書籍は、コンプライアンス問題を社会構造と企業の関係性の観点から問題提起されており、これからのコンプライアンスのあり方を考えるうえで重要な示唆を与えてくれるものです。今一度、これまでのコンプライアンスの見直しを行うためにも、御一読いただけることをお勧め申し上げます。

平成17年7月吉日

新日本インテグリティアシュアランス株式会社

常務取締役 大久保 和孝

(参考) 新日本インテグリティペーパー2005年5月号より抜粋

コンプライアンスの誤り～ムシとカビの違い～

違法行為は法治国家にとって放置できないものであり、その抑止を図らなければならない。快適な住まいを維持するためにゴキブリ、ダニなどの害虫やカビが放置できないのと同様だ。しかし、害虫すなわち「ムシ」とカビとでは対処方法が異なるのと同じように、違法行為によって抑止のための方法が異なる。ムシは殺虫剤で駆除すればよいが、カビの方はそうはいかない。原因となっている湿気や汚れを取り除かないでカビだけを払い落しても、また、同じように生えてくるだけだ。

法の機能が重視されるアメリカでは、法が社会の実態に即したものとなるよう、法令の見直しや法執行の見直しが頻繁に行われる。法令を遵守するのは当然で、違法行為を敢えて行うとすれば、何らかの個人的な利益を得ることが動機となっている。そこでの違法行為はムシであり、関わった人間を厳しく罰するという殺虫剤の散布が有効な手段だ。しかし、法令のエンフォースメント（執行）が貧弱な日本では、法令や制度が実態から乖離していることも珍しくない。それは違法行為の恒常化を招き、業務を担当することに伴って必然的に違法行為に関わらざるを得ない場合もある。入札制度の歪みや発注官庁と業界の関係などの構造的問題を背景とする「官製談合」などはその典型だ。このような違法行為に対しては直接当事者の処罰も法令遵守の呼びかけもほとんど効果はない。背景事情と構造的問題を解明して是正措置を講じるという「カビの原因の除去」が不可欠だ。

企業不祥事が表面化すると必ず問題になるのがコンプライアンス。そこでは、違法行為があったかなかったかに関心が集まり、直接関わった者だけが責任を問われる。再発防止策の決まり文句は「法令遵守体制の見直し」「法令遵守の徹底」。「法令遵守」の殺虫剤を撒くだけでは問題の根本的な解決にはならない。

財閥系大企業での不祥事再発が相次いでいるが、その背景には、ムシとカビの違いを考えない「コンプライアンスの誤り」の問題がある。

郷原 信郎教授 (ごうはら のぶお)

(桐蔭横浜大学法科大学院教授、コンプライアンス研究センター長)

1955年島根県生まれ。東京大学理学部卒業。83年、東京地検検事に任官。90年4月に日米構造協議を受けて独禁法運用強化が図られていた公正取引委員会事務局に出向し、93年3月までの審査部付検事などとして勤務。その後、東京地検検事、広島地検特別刑事部長を経て、1999年4月から法務省法務総合研究所研究官。独禁法違反に対する制裁制度の研究に取り組み、企業犯罪研究会報告書(2001年3月公表)の取りまとめを行う。2005年4月、桐蔭横浜大学法科大学院に専任教官として派遣されるとともに、同大学コンプライアンス研究センター長に就任。

主著に「コンプライアンス革命(コンプライアンス=法令遵守が招いた企業の危機)」、「独占禁止法の日本的構造-制裁・措置の座標軸的分析」(清文社)。経済・企業犯罪及び独禁法の制裁・措置体系に関する論文多数。